

リタネッツ事業協同組合 第23期（平成27年度）通常総代会を開催しました。

11月27日（金）さいたま市民会館うらわにて、当組合の通常総代会が開催されました。異業種の中小企業組合員（1895社）が加入する当組合の運営について、通常総代会では、以下の6つの議案が可決承認されました。

- 第1号議案 第23期事業報告並びに第23期決算承認の件（原案通り承認）
- 第2号議案 事業計画（案）決定の件（原案通り承認）
- 第3号議案 第24期収支予算（案）決定の件（原案通り承認）
- 第4号議案 借入金残高及び銀行保証額の最高限度額決定の件（原案通り承認）
- 第5号議案 取引金融機関決定の件（原案通り承認）
- 第6号議案 役員報酬決定の件（原案通り承認）

なお、当組合では組合員数が1,000社を超える大規模組合のため、100社による総代制を採用しております。通常総代会には本人出席・書面出席の合計68社にご出席を頂きました。

「利他（＝リタ）を実践するネットワーク（＝ネッツ）づくり」 を行います。

今期、当組合では経営理念「相互扶助の精神に基づき、利他の経営を実践する企業づくり支援を使命とし、同時に、社会にタインミズムを起こす卓越した『よい会社』のネットワークを広げること社会に貢献します」一に立ち戻り、中小企業組合員の皆様が「良かった」と思ってもらえるような経営革新支援に注力して参ります。

リタネッツ事業協同組合が「利他を実践するネットワークづくり」ために取り組む2大事業は、以下の通りです。

- I. 中小企業の経営革新・差別化支援事業
 - 1) 中小企業施策の情報提供および、活用支援
 - 2) 中小企業の限られた経営資源を有効活用するためのIT支援
- II. 中小企業の人財育成支援事業
 - 1) 「自己覚知」を差別化要因とした研修メニューの提供
 - 2) 経営課題にピンポイントで焦点を合わせたセミナーの開催

各支援事業の詳細につきましては、WAVE 11月号、12月号でご案内させて頂きます。なお、今期の通常総代会議案書の閲覧をご希望の場合は、組合事務局（048-658-8881）までお問い合わせ下さい。

お笑いを通じて組合員同士の出逢いの機会（＝リタネッツ寄席） を開催しました。

通常総代会後、お笑い！リタネッツ寄席を開催しました。演者には国立演芸場でトリを務められている三遊亭歌師匠を始め3名が、落語・紙切りなどの演目で笑いをお届けしました。今回のリタネッツ寄席は、異業種の組合員企業（1895社）が永続的な発展をして頂くための出逢いの機会を“お笑い”を通じてと考え、前期に引き続き、開催しました。



各支援事業の詳細： I. 中小企業の経営革新・差別化支援事業

1) 中小企業施策の情報提供

「（産業競争力強化法）生産性向上設備投資促進税制」経済産業省が所管するこの施策の目的は、「先端設備」や「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」を導入する際の税制措置を新設することで、質の高い設備投資の促進によって事業者の生産性向上を図り、もって我が国経済の発展を図ることとなっています。

設備投資者（中小企業）にとっては、平成28年3月末日までの申請であれば、「即時償却」または「税額控除5%」が適用できる税制措置ですので、早めに本施策の導入のご検討・ご相談をなさって下さい。

＜本施策が適用できる事例＞ ※事例は経済産業省ホームページから抜粋

事例①「自動車部品製造業」 投資額0.3億円
：海外向けの自動車製造が好調であったが、価格競争力を高めるために設備投資を実施。ラインの稼働時間短縮による原価低減が図られる見込み。
事例②「飲食店（ラーメン屋）」 投資額1億円
：国内だけでなく東アジアにも出店している地元では先駆的な海外展開企業。今後さらなる海外展開を図るため、従来大量に輸出できなかったスープの製造を目的として工場を増設した。

別紙、「設備投資を考えている皆さまへ」(経済産業省)もご参照下さい。本施策についてのお問い合わせは、関東経済産業局、またはリタネッツ事業協同組合 事務局（048-658-8881）までご連絡下さい。

設備投資を 決断する チャンスです！

産業競争力強化法

生産性向上設備投資促進税制

即時償却 または 税額控除 5%

[平成26年1月20日から平成28年3月末日まで]

特別償却 50% または 税額控除 4%

[平成28年4月1日から平成29年3月末日まで]

対象設備

最新設備を導入する場合

単品設備 簡素な手続(事業者の申請不要)

機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、
ソフトウェア ※機械装置以外は一部の設備のみ。

利益改善のための設備を導入する場合

複数設備可 投資計画の申請が必要

機械装置、工具、器具備品、建物、
建物附属設備、構築物、ソフトウェア

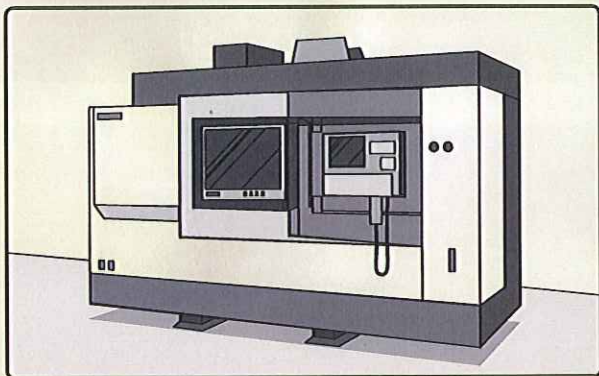
利用できる方

青色申告をしている法人・個人事業主

最新設備の要件〔A類型〕

機械装置/工具/器具備品/建物/建物附属設備/ソフトウェア
※機械装置以外は一部の設備のみ。

簡単な手続で、税制優遇が受けられます。



〔必要手続〕

設備メーカーから、証明書を受け取ってください。

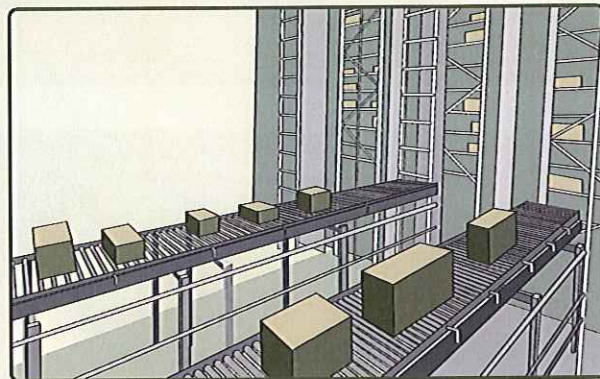
〔要件〕

- 最新モデルであること
- 生産性が年平均1%以上向上していること
注:生産性=「単位時間あたりの生産量」/「精度」/「エネルギー効率」等
- 一定の価額以上であること
 - 機械装置:160万円
 - 工具及び器具備品:120万円
(単品30万円以上かつ合計120万円)
 - 建物:120万円
 - 建物附属設備:120万円
(単品60万円以上かつ合計120万円)
 - ソフトウェア:70万円
(単品30万円かつ合計70万円)

利益改善のための設備の要件 〔B類型〕

機械装置/工具/器具備品/建物/建物附属設備/構築物/ソフトウェア

利益改善のための一連の設備が丸ごと対象になります。



〔必要手続〕

投資計画を作成し、公認会計士又は税理士の事前確認を受けた上で、経済産業局へ申請してください。

〔要件〕

- 投資利益率が15%以上(中小企業者等は5%)であること

$$\text{投資利益率} = \frac{\text{(営業利益+減価償却費)の増加額}}{\text{設備投資額}}$$

- 一定の価額以上であること
 - 機械装置:160万円
 - 工具及び器具備品:120万円
(単品30万円以上かつ合計120万円)
 - 建物及び構築物:120万円
 - 建物附属設備:120万円
(単品60万円以上かつ合計120万円)
 - ソフトウェア:70万円
(単品30万円かつ合計70万円)

お問い合わせ先

制度概要及び〔A類型〕について
生産性税制電話相談窓口

TEL:03-3501-1565 (平日 9:00-12:00,13:00-17:30)

〔B類型〕について

北海道経済産業局	地域経済課	TEL:011-709-1782
東北経済産業局	地域経済課	TEL:022-221-4876
関東経済産業局	地域経済課	TEL:048-600-0254
中部経済産業局	地域振興課	TEL:052-951-2716
中部経済産業局北陸支局	地域経済課	TEL:076-432-5518

近畿経済産業局	地域経済課	TEL:06-6966-6065
中国経済産業局	地域経済課	TEL:082-224-5684
四国経済産業局	地域経済課	TEL:087-811-8513
九州経済産業局	企業支援課	TEL:092-482-5435
沖縄総合事務局	地域経済課	TEL:098-866-1730

詳しくはホームページをご覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/jigyuu_saisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html